

太田川河川事務所が所有する
除草機械の貸出ルール

1. 貸出概要

①貸出内容

太田川河川事務所が所有する除草機械（ハンドガイド式）を1週間単位で無料で貸出します。



<除草機械の利用例>



<ハンドガイド式除草機械>

②貸出条件

- ア) 除草機械の貸出しは、太田川河川事務所が管理する河川区域内において除草作業をされる方に限ります。
- イ) 貸出、返納、除草機械の運転に係る費用は全て申請者の負担とします。
- ウ) 貸出にあたっては、別途「河川の維持管理行為の申請」が必要です。
(詳細は『3. 申請手続き方法』を参照下さい。)
- エ) 除草機械の貸出し、利用にあたっては申請者と太田川河川事務所長が締結する「河川の維持管理行為協定」に基づき利用していただきます。

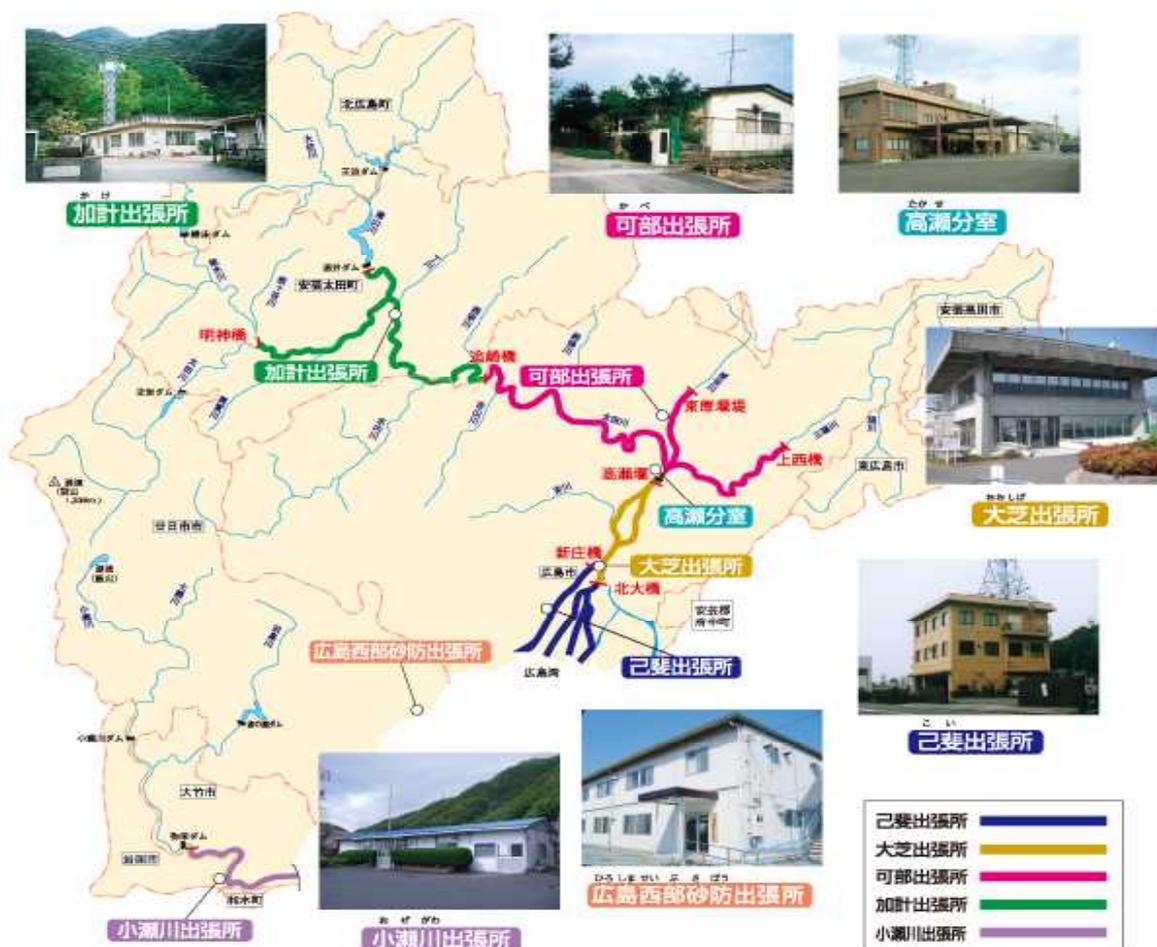
3. 申請手続き方法

① 手続き窓口

申請、機械の貸出、返納手続きは以下の各出張所で行います。
複数台数の貸出を希望する場合には窓口の職員へお伝え下さい。

- 【己斐出張所：所有台数1台】 広島市西区己斐東1丁目1-1
電話番号 082-271-1418
- 【大芝出張所：所有台数2台】 広島市西区大芝3丁目1-1
電話番号 082-237-3404
- 【可部出張所：所有台数1台】 広島市安佐北区可部2丁目22-7
電話番号 082-812-2216
- 【小瀬川出張所：所有台数1台】 山口県岩国市小瀬字沖原286-6
電話番号 0827-52-2245

受付時間：平日10:00～17:00



※加計出張所、広島西部砂防出張所では手続きを行っていません。

②手続きの流れ

手続き	必要書類、補足説明 等	担当課等
<div style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 100px; margin: 0 auto;">申 請</div> <div style="text-align: center; margin: 10px 0;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 100px; margin: 0 auto;">協定締結</div> <p style="text-align: center; font-size: small;">目標：申請より1週間</p> <div style="text-align: center; margin: 10px 0;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 100px; margin: 0 auto;">除草機械引渡</div> <div style="text-align: center; margin: 10px 0;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 100px; margin: 0 auto;">除草機械返納</div> </div>	<p>(様式-1) 河川の維持管理行為申請書 ※除草機械使用の希望について明記</p> <p>-----</p> <p>(様式-1) 協定締結通知書 協定書</p> <p>-----</p> <p>(様式-2) 除草機械確認表 (申請者記入) (様式-3) 貸与簿 (双方記入)</p> <p>-----</p> <p>(様式-2) 除草機械確認表 (出張所記入) (様式-3) 貸与簿 (双方記入)</p>	<p>対応する出張所</p>

4. その他 (アンケートへの協力をお願い)

除草機械については、地域の皆様の活力を活かした河川管理にむけた支援策の一つとして試行的に貸出を実施したものです。

今後、支援方策をより充実させるためにアンケートのご協力をお願いします。

また、皆様の活力を活かすために必要と思われる支援策についてご自由に意見を下さい。